議第１０３号

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和２７年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第２条　新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「９０１，０００円」を「９１７，０００円」に、「７０４，０００円」を「７１６，０００円」に、「６０５，０００円」を「６１６，０００円」に改める。

第４条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年１２月

１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考資料

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和２７年２月１１日条例第７号）

※公布日施行分

改正後	改正前
（期末手当） **第４条**　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３・４　（略）	（期末手当） **第４条**　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３・４　（略）

新潟県柏崎市特別職の給与に関する条例（昭和２７年２月１１日条例第７号）

※令和５年４月１日施行分

改正後	改正前
（給料） **第３条**　給料額は、次のとおりとする。 市長　月　917,000円 副市長　月　716,000円 教育長　月　616,000円 ２　（略） （期末手当） **第４条**　（略）	（給料） **第３条**　給料額は、次のとおりとする。 市長　月　901,000円 副市長　月　704,000円 教育長　月　605,000円 ２　（略） （期末手当） **第４条**　（略）

改正後	改正前
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３・４　（略）	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　（略） ３・４　（略）